

次期障害児福祉計画体系案

資料5

第2期 障害児福祉計画 体系

早期発見・早期支援

- 51 関係機関との連携による早期発見・早期支援
- 52 身近な地域で支援等を利用しやすい仕組みづくりの推進

特性や状況に応じた支援の提供

- 53 重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討
- 54 様々な障害や特性に応じた支援体制の充実

相談・支援・連携体制の強化

- 55 障害児相談支援の充実
- 56 重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討（再掲）
- 57 教育と福祉の連携による切れ目のない取組の推進
- 58 京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」と連携した取組の推進

一人一人のニーズに応じた教育の推進

- 59 インクルーシブ教育の理念に基づく総合的な支援
- 60 一人一人のニーズに応じた教育の実施

次期 障害児福祉計画 体系（案）

※国の指針（障害福祉サービス等障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）等を踏まえ改定

早期発見・早期支援

- 51 関係機関との連携による早期発見・早期支援
- 52 身近な地域で支援等を利用しやすい仕組みづくりの推進

特性や状況に応じた支援の提供

- 53 重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討
- 54 様々な障害や特性に応じた支援体制の充実

今回追加 55 障害児入所支援におけるきめ細やかな支援の実施

相談・支援・連携体制の強化

- 今回追加 56 児童発達支援センターの中核機能の強化
- 57 障害児相談支援の充実
- 58 重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討（再掲）
- 59 教育と福祉の連携による切れ目のない取組の推進
- 60 京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」と連携した取組の推進

今回追加 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

今回追加 61 インクルージョンの推進に向けた地域の体制づくり

今回追加 62 子育て支援と障害児支援にかかる双方向からの連携の実施

一人一人のニーズに応じた教育の推進

- 63 インクルーシブ教育の理念に基づく総合的な支援
- 64 一人一人のニーズに応じた教育の実施

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第 2 期障害児福祉計画</p> <p>施策目標 5 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実</p> <p><現状と方向性></p> <p>○ 発達障害に関する社会的認知の広がりにより、これまで障害があると思われていなかった人やことばの遅れ等を心配する保護者からの相談が増えてきており、身近な地域で必要な支援を受ける体制づくりが求められています。</p> <p>また、発達の遅れや特性に対する早期発見・早期支援を行うために、健診、検査、療育、診断等それぞれの役割を担う関係機関の更なる連携が必要です。</p> <p>○ 重度の肢体不自由と知的障害が重複した状態にある子ども（以下「重症心身障害児」という。）や喀痰吸引等の医療的ケアが必要な子ども（以下「医療的ケア児」という。）が安心して適切なサービスが受けられるよう、重症心身障害児を受け入れる放課後等デイサービスや児童発達支援の設置促進はもとより、福祉・保健・医療・教</p>	<p style="text-align: center;">次期障害児福祉計画（案）</p> <p>施策目標 5 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実</p> <p><現状と方向性></p> <p>○ 平成 30 年度から令和 4 年度にかけて、本市における障害児通所支援の支給決定者数は約 30% 増、費用額は約 45% 増となり、サービスの供給が進んでいます。</p> <p>これは、近年の発達障害の認知の社会的広がりにより、従来は育てにくさ・生きづらさを抱えながらも障害として認知されず、発達支援につながってこなかった子どもたちが、幼少期の間に発達支援につながるようになってきたともされています。</p> <p>今後は、身近な地域で質の高い支援を受けることができるよう取組を推進していくことが求められています。</p> <p>加えて、発達の遅れや特性に対する早期発見・早期支援を行うために、健診、検査、療育、診断等それぞれの役割を担う関係機関の更なる連携が必要です。</p> <p>○ 重度の肢体不自由と知的障害が重複した状態にある子ども（以下「重症心身障害児」という。）や喀痰吸引等の医療的ケアが必要な子ども（以下「医療的ケア児」という。）が安心して適切なサービスが受けられるよう、重症心身障害児を受け入れる放課後等デイサービスや児童発達支援の設置促進はもとより、福祉・保健・医療・教</p>

改正前	改正後
<p data-bbox="264 199 1099 279">育等の関係者が連携し、医療的ケア児に必要なサービス利用に繋げていく支援の仕組みづくりが必要です。</p> <p data-bbox="237 826 1099 1002">○ 本市の子育て支援施策の総合的な計画である「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」に掲げる施策を着実に推進することはもちろん、両プランが連携して取組を推進していく必要があります。</p> <p data-bbox="237 1066 1099 1292">○ 障害のある子どももない子どもも共に集団生活の中で社会への適応能力を身につけることが大切です。 住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、身近な地域で、必要な時に、子どもの成長に応じた相談と適切な福祉施策や教育が受けられる体制づくりが必要です。</p>	<p data-bbox="1149 199 1984 279">育等の関係者が連携し、医療的ケア児に必要なサービス利用に繋げていく支援の仕組みづくりが必要です。</p> <p data-bbox="1149 295 1984 614">中でも、医療的ケア児に関しては、医療技術の進歩に伴い、医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化しており、医療的ケア児及びその家族に対する支援を推進するため、令和3年9月の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、地方公共団体は、自主的かつ主体的に医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する旨の責務が定められています。</p> <p data-bbox="1149 630 1984 758">これを受け、本市としては、医療的ケア児等地域支援コーディネート事業をモデル的に実施するなど、一層の支援体制の充実を進めています。</p> <p data-bbox="1122 826 1984 1002">○ 本市の子育て支援施策の総合的な計画である「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」に掲げる施策を着実に推進することはもちろん、両プランが連携して取組を推進していく必要があります。</p> <p data-bbox="1122 1066 1984 1388">○ 令和5年4月1日、こども基本法が策定されるとともに、こども家庭庁が発足し、社会全体でこどもや若者に関する「こども施策」の取組を総合的に進めております。 こども基本法の理念の1つに、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」とあり、「こどもの人生にとって最も善いことは何か」を考慮し、取組を進めていく必要があります。</p>

改正前	改正後
<p>○ 障害のある子どももいない子どもも共に学ぶインクルーシブ教育の理念に基づき、子どもや保護者の願いと教育的ニーズに応じた就学相談の実施や、障害の多様化や重度・重複化を踏まえた連続性のある多様なまなびの場の設置と指導・支援が求められています。</p> <p>早期発見・早期支援</p> <p>51 関係機関との連携による早期発見・早期支援 子どもの発達の違いや特性を早期に発見し、保護者からの相談に応じながら適切な支援につないでいけるよう、各区役所・支所の子どもはぐくみ室や児童福祉センターにおける取組を推進し、児童発達支援センターをはじめとする関係機関との連携を強化します。</p> <p>52 身近な地域で支援等を利用しやすい仕組みづくりの推進 特性や状況に応じた支援を早期に受けることができるよう、児</p>	<p>具体的には、障害のある子どももいない子どもも共に集団生活の中で社会への適応能力を身につけるため、社会の様々な場面で、障害の状態や特性に応じた合理的配慮の提供を進めるとともに、身近な地域で、必要な時に、子どもの成長に応じた相談と適切な福祉施策や教育が受けられる体制づくりや、保育所等の一般施策での障害児への支援力を向上させて子育て支援施策全体の中でも障害のある子どもへの支援を進め、インクルージョン（地域社会への参加・包容）を推進していくことが重要です。</p> <p>○ 障害のある子どももいない子どもも共に学ぶインクルーシブ教育の理念に基づき、子どもや保護者の願いと教育的ニーズに応じた就学相談の実施や、障害の多様化や重度・重複化を踏まえた連続性のある多様なまなびの場の設置と指導・支援が求められています。</p> <p>早期発見・早期支援</p> <p>51 関係機関との連携による早期発見・早期支援 子どもの発達の違いや特性を早期に発見し、保護者からの相談に応じながら適切な支援につないでいけるよう、各区役所・支所の子どもはぐくみ室や児童福祉センターにおける取組を推進し、児童発達支援センターをはじめとする関係機関との連携を強化します。</p> <p>52 身近な地域で支援等を利用しやすい仕組みづくりの推進 特性や状況に応じた支援を早期に受けることができるよう、二</p>

改正前	改正後
<p>児童発達支援事業所の設置や保育所等訪問支援の利用促進等、身近な地域で利用しやすい仕組みづくりを推進します。</p> <p>また、障害児入所施設についても、地域において、虐待を受けた児童の対応を含め、果たすべき役割の検討を進めるとともに、入所している児童が 18 歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、適切な時期に必要な協議が行われる体制整備に努めます。</p> <p>特性や状況に応じた支援の提供</p> <p>53 重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討</p> <p>医療的ケア児等コーディネーターの役割をはじめ、医療的ケア児が必要とする支援の提供に繋がる仕組みづくりについて、福祉・保健・医療・教育等の関係者による協議の場において、検討します。</p> <p>重症心身障害児等が安心して通所できる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの設置促進をはじめ、居宅訪問型児童発達支援の実施検討や、技術習得にかかる職員研修の受講促進に努めます。</p> <p>また、保育園や学童クラブ事業等における医療的ケア児への支援に引き続き取り組むとともに、学校における医療的ケアの安全な実施体制の構築・充実を図ります。</p> <p>54 様々な障害や特性に応じた支援体制の充実</p> <p>ことばやコミュニケーションに課題のある子どもはもとより、</p>	<p>ーズに応じた児童発達支援事業所の設置や保育所等訪問支援の利用促進、児童発達支援センターにおける「気づき」の段階での相談等、身近な地域で利用しやすい仕組みづくりを推進します。</p> <p>特性や状況に応じた支援の提供</p> <p>53 重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討</p> <p>京都府が医療的ケア児等に対する総合的な支援を行うために設置する医療的ケア児支援センター等の関係機関と連携し、医療的ケア児等地域支援コーディネーターを配置することで、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行い、地域で医療的ケア児等を支援する体制を構築します。</p> <p>重症心身障害児等が安心して通所できる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの設置促進をはじめ、居宅訪問型児童発達支援の実施検討や、技術習得にかかる職員研修の受講促進に努めます。</p> <p>また、保育園や学童クラブ事業等における医療的ケア児への支援に引き続き取り組むとともに、学校における医療的ケアの安全な実施体制の構築・充実を図ります。</p> <p>54 様々な障害や特性に応じた支援体制の充実</p> <p>ことばやコミュニケーションに課題のある子どもはもとより、</p>

改正前	改正後
<p>発達障害、高次脳機能障害、行動障害等の様々な障害や特性のある子どもが、適切な支援を受けられるよう、支援体制の充実を図ります。</p> <p>とりわけ、難聴児の支援に当たっては、主に難聴児の支援を行う児童発達支援センター「うさぎ園」を中核として、関係機関との連携を進めることにより、難聴児及びその家族への切れ目のない支援に取り組みます。</p> <p>また、厳正かつ丁寧な監査の実施や事業所向けの研修の充実により、支援の質の向上を図ります。</p>	<p>発達障害、高次脳機能障害、行動障害等の様々な障害や特性のある子どもが、適切な支援を受けられるよう、支援体制の充実を図ります。</p> <p>とりわけ、難聴児の支援に当たっては、主に難聴児の支援を行う児童発達支援センター「うさぎ園」を中核として、関係機関との連携を進めることにより、難聴児及びその家族への切れ目のない支援に取り組みます。</p> <p>また、厳正かつ丁寧な監査の実施や事業所向けの研修の充実により、支援の質の向上を図ります。</p> <p>なお、京都府が難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保に向けて整備を進めており、難聴児とその家族等に対する支援に関する課題などの情報共有や更なる支援の充実を行います。</p> <p>55 障害児入所支援におけるきめ細やかな支援の実施</p> <p>障害児入所施設においては、虐待を受けた障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うとともに、虐待防止研修や虐待防止委員会の設置、担当者の配置等といった被措置児童等虐待防止の取組を行います。</p> <p>とりわけ、入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、関係機関と連携し、必要な協議の場を設け、移行に向けた調整を行います。</p>

改正前	改正後
<p>56 重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討（再掲）</p> <p>57 教育と福祉の連携による切れ目のない取組の推進</p> <p>幼稚園、保育園、認定こども園等と児童発達支援センター等との連携や、放課後等デイサービス、タイムケア事業所と児童館、学校との連携等、就学前・就学後を通じて関係機関の連携が図られるよう、仕組みづくりを行います。</p> <p>障害のある子どもが、集団生活を通じて社会で生活する力等を身につけられるよう、引き続き、幼稚園、保育園、認定こども園等において受入れを推進するとともに、放課後や長期休業中も安心して過ごせるよう、児童館、学童保育所、放課後まなび教室等における支援の充実を図り、地域の中での子どもの居場所づくりや療育を推進します。また、障害のある子どもを育てる保護者への支援にも取り組みます。</p> <p>58 「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」と連携した取組の推進</p> <p>妊娠前から子ども・若者まで「切れ目のない支援」を一体的・総合的に進めていくため、「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」に掲げるすべての施策を着実に推進します。また、子育て中の保護者、子ども・子育て支援や若者支援に関する事業の従事者、学識経験者等で構成する「京都市はぐくみ推進審議会」において本計画の進捗状況を報告し、意見を求めるなど、両プランが連携した取組を推進していきます。</p>	<p>58 重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討（再掲）</p> <p>59 教育と福祉の連携による切れ目のない取組の推進</p> <p>幼稚園、保育園、認定こども園等と児童発達支援センター等との連携や、放課後等デイサービスと児童館、学校との連携等、就学前・就学後を通じて関係機関の連携が図られるよう、仕組みづくりを行います。</p> <p>障害のある子どもが、集団生活を通じて社会で生活する力等を身につけられるよう、引き続き、幼稚園、保育園、認定こども園等において受入れを推進するとともに、放課後や長期休業中も安心して過ごせるよう、児童館、学童保育所、放課後まなび教室等における支援の充実を図り、地域の中での子どもの居場所づくりや療育を推進します。また、障害のある子どもを育てる保護者への支援にも取り組みます。</p> <p>60 「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」と連携した取組の推進</p> <p>妊娠前から子ども・若者まで「切れ目のない支援」を一体的・総合的に進めていくため、「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」に掲げるすべての施策を着実に推進します。また、子育て中の保護者、子ども・子育て支援や若者支援に関する事業の従事者、学識経験者等で構成する「京都市はぐくみ推進審議会」において本計画の進捗状況を報告し、意見を求めるなど、両プランが連携した取組を推進していきます。</p>

改正前	改正後
<p data-bbox="264 1018 745 1050">一人一人のニーズに応じた教育の推進</p> <p data-bbox="237 1066 1099 1385">59 インクルーシブ教育の理念に基づく総合的な支援（※） インクルーシブ教育の理念に基づき、子どもや保護者の願いと教育的ニーズに応じた就学相談を行います。また、地域の学校で学びたいという保護者の要望に応え、引き続き、対象が一人であっても、必要な小学校・中学校及び義務教育学校にはすべて育成学級を設置するとともに、普通学級において、すべての子どもたちにとってわかりやすい授業・学習環境づくりを目指すユニバー</p>	<p data-bbox="1126 199 1798 231">地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進</p> <p data-bbox="1126 247 1827 279">61 インクルージョンの推進に向けた地域の体制づくり</p> <p data-bbox="1153 295 1966 518">子ども一人一人の障害の状態及び発達の過程・特性に応じた合理的配慮の提供を進め、障害のある子どもが可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにし、障害の有無に関わらず、すべての子どもが共に成長できるような地域共生社会の実現を進めます。</p> <p data-bbox="1126 582 1917 614">62 子育て支援と障害児支援にかかる双方向からの連携の実施</p> <p data-bbox="1153 630 1966 805">障害児支援を、専門的な知識・経験に基づき、子育て支援施策側をバックアップする後方支援として位置付け、児童発達支援センターが中心となり保育所等訪問支援の利用促進等を行うことで、保育所等における障害児の育ちの支援を行います。</p> <p data-bbox="1153 821 1966 957">加えて、保育所等の障害児への支援力の向上を図り、子育て支援と障害児支援が双方向から緊密に連携した支援の取組が行われるような、地域の体制づくりを進めます。</p> <p data-bbox="1153 1018 1883 1050">一人一人のニーズに応じた教育の推進・・・教育に確認中</p> <p data-bbox="1126 1066 1872 1098">63 インクルーシブ教育の理念に基づく総合的な支援（※）</p> <p data-bbox="1171 1114 1989 1385">インクルーシブ教育の理念に基づき、子どもや保護者の願いと教育的ニーズに応じた就学相談を行います。また、地域の学校で学びたいという保護者の要望に応え、引き続き、対象が一人であっても、必要な小学校・中学校及び義務教育学校にはすべて育成学級を設置するとともに、普通学級において、すべての子どもたちにとってわかりやすい授業・学習環境づくりを目指すユニバー</p>

改正前	改正後
<p>サルデザインや合理的配慮の取組の充実を図ります。また、家庭や地域の理解を得ながら、同じ地域や同じクラスの仲間として共に学び、支え合えるような交流・共同学習をさらに推進します。</p> <p>※本市では、障害の有無にかかわらず人々が互いに認め合い支え合うことのできる共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育システムの理念に基づく「一人一人の教育的ニーズに応じた教育」を推進しています。</p> <div data-bbox="295 528 1034 1121" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>インクルーシブ教育システム</p> <p>障害者の権利に関する条約第 24 条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされています。</p> </div> <p>60 一人一人のニーズに応じた教育の実施</p> <p>自立と社会参加を目指して一人一人のニーズに応じたきめ細やかな支援を行うために、総合支援学校や育成学級、普通学級における通級指導教室をはじめとする多様な学びの場、総合育成支援員やスクールカウンセラー等の専門家及び ICT 技術の活用も含</p>	<p>サルデザインや合理的配慮の取組の充実を図ります。また、家庭や地域の理解を得ながら、同じ地域や同じクラスの仲間として共に学び、支え合えるような交流・共同学習をさらに推進します。</p> <p>※本市では、障害の有無にかかわらず人々が互いに認め合い支え合うことのできる共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育システムの理念に基づく「一人一人の教育的ニーズに応じた教育」を推進しています。</p> <div data-bbox="1180 528 1919 1121" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>インクルーシブ教育システム</p> <p>障害者の権利に関する条約第 24 条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされています。</p> </div> <p>64 一人一人のニーズに応じた教育の実施</p> <p>自立と社会参加を目指して一人一人のニーズに応じたきめ細やかな支援を行うために、総合支援学校や育成学級、普通学級における通級指導教室をはじめとする多様な学びの場、総合育成支援員やスクールカウンセラー等の専門家及び ICT 技術の活用も含</p>

改正前	改正後												
<p>めた支援体制の充実を図るとともに、就学前施設からの「就学支援シート」の活用や、「個別の指導計画」・「個別の包括支援プラン」の作成、校種間連携による引継ぎを行い、幼稚園、保育園、認定こども園等から高等学校卒業後の進路を見据えた切れ目のない支援を福祉・医療・保健等の関係機関とも連携して推進します。</p>	<p>めた支援体制の充実を図るとともに、就学前施設からの「就学支援シート」の活用や、「個別の指導計画」・「個別の包括支援プラン」の作成、校種間連携による引継ぎを行い、幼稚園、保育園、認定こども園等から高等学校卒業後の進路を見据えた切れ目のない支援を福祉・医療・保健等の関係機関とも連携して推進します。</p>												
<p><第2期障害児福祉計画></p>	<p><次期障害児福祉計画></p>												
<p>○障害児支援の提供体制の整備等</p>	<p>○障害児支援の提供体制の整備等</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="241 628 544 708">項目</th> <th data-bbox="544 628 1061 708">成果目標及び考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="241 708 544 951"> <p>児童発達支援センターの設置</p> </td> <td data-bbox="544 708 1061 951"> <p>本市においては、既に市内に9箇所設置しており、地域支援や相談支援等の更なる機能強化に向けて質的向上を図る。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 951 544 1361"> <p>保育所等訪問支援を利用できる体制の構築</p> </td> <td data-bbox="544 951 1061 1361"> <p>本市においては、既に市内に12箇所設置しているが、利用状況が低調であるため、保育所等訪問支援を利用しやすい仕組みづくりを講じる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	成果目標及び考え方	<p>児童発達支援センターの設置</p>	<p>本市においては、既に市内に9箇所設置しており、地域支援や相談支援等の更なる機能強化に向けて質的向上を図る。</p>	<p>保育所等訪問支援を利用できる体制の構築</p>	<p>本市においては、既に市内に12箇所設置しているが、利用状況が低調であるため、保育所等訪問支援を利用しやすい仕組みづくりを講じる。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1126 628 1429 708">項目</th> <th data-bbox="1429 628 1946 708">成果目標及び考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1126 708 1429 951"> <p>重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置</p> </td> <td data-bbox="1429 708 1946 951"> <p>本市においては、既に市内に9箇所設置しており、児童発達支援センターの中核機能の整備を進め、地域の障害児通所支援の体制整備を進めていく。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 951 1429 1361"> <p>障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進</p> </td> <td data-bbox="1429 951 1946 1361"> <p>本市においては、保育所等訪問支援を行う事業所を16箇所設置しており、児童発達支援センターが中心となって保育所等訪問支援の活用促進等を行うことで、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	成果目標及び考え方	<p>重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置</p>	<p>本市においては、既に市内に9箇所設置しており、児童発達支援センターの中核機能の整備を進め、地域の障害児通所支援の体制整備を進めていく。</p>	<p>障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進</p>	<p>本市においては、保育所等訪問支援を行う事業所を16箇所設置しており、児童発達支援センターが中心となって保育所等訪問支援の活用促進等を行うことで、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。</p>
項目	成果目標及び考え方												
<p>児童発達支援センターの設置</p>	<p>本市においては、既に市内に9箇所設置しており、地域支援や相談支援等の更なる機能強化に向けて質的向上を図る。</p>												
<p>保育所等訪問支援を利用できる体制の構築</p>	<p>本市においては、既に市内に12箇所設置しているが、利用状況が低調であるため、保育所等訪問支援を利用しやすい仕組みづくりを講じる。</p>												
項目	成果目標及び考え方												
<p>重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置</p>	<p>本市においては、既に市内に9箇所設置しており、児童発達支援センターの中核機能の整備を進め、地域の障害児通所支援の体制整備を進めていく。</p>												
<p>障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進</p>	<p>本市においては、保育所等訪問支援を行う事業所を16箇所設置しており、児童発達支援センターが中心となって保育所等訪問支援の活用促進等を行うことで、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。</p>												

改正前		改正後	
難聴児支援のための中核機能を果たす体制の構築	本市においては、主に難聴児の支援を行う児童発達支援センターを設置していることから、当施設を中核として必要な連携等を進める。	難聴児支援のための中核機能を 有する体制の構築	本市においては、主に難聴児の支援を行う児童発達支援センターを設置していることから、当施設を中核とした連携体制を構築し、難聴児の早期発見・早期療育に向けた体制整備を一層進める。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの確保	本市においては、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（3箇所）、放課後等デイサービス（6箇所）を確保しており、より効果的・効率的な施策の実施について検討する。	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所 及び 放課後等デイサービス 事業所 の確保	本市においては、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（ 5 箇所）、放課後等デイサービス（ 9 箇所）を確保しており、より効果的・効率的な施策の実施について検討する。
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等コーディネーターの配置	福祉・保健・教育等の関係機関が連携し、医療的ケア児支援に関する協議を行うとともに、医療的ケア児等コーディネーターの役割について検討を行う。	医療的ケア児 等 支援のための 関係機関 の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	引き続き、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関による協議の場を設置し、関係機関による連携を進める。 加えて、「医療的ケア児等地域支援コーディネーター」の配置を進め、地域の支援体制の向上、家族や支援機関の負担軽減等、医療的ケア児等に関する支援の更なる充実を図る。

改正前	改正後	
	<p>障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の場 の協議</p>	<p>障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、移行調整に係る協議の場を設置する。</p>